

古代の祭祀

2018. 4.23 ▶ 7.29
(火) (日)



展示の趣旨

飛鳥時代の7世紀は、東アジア諸国との緊張関係を背景に古代国家の枠組みが急速に整っていった時代といえます。地方は「国」や「評」といった行政単位に編成され、地方豪族の多くは官人となっていました。祭祀においても、701年に成立した「大宝令」で、公的・国家的な祭祀についての規定が示され、飛鳥時代から平安時代を中心に行われた古代律令祭祀の形態が整備されたと考えられています。律令祭祀は飛鳥時代の7世紀後半頃から行われたと考えられています。この律令祭祀で使用された木製の斎串や形代、人面墨書土器などが、都城や官衙関連遺跡、城柵などの都や地方の政にかかわる遺跡を中心に見つかっています。

本企画展では、古代律令祭祀が完成していく過渡期である飛鳥時代の前後、古墳時代から古代の主な祭祀遺跡や遺物を紹介するとともに、越後平野における祭祀の動向や様相について考えます。

本企画展で使用する時代名称

飛鳥時代は、一般的に飛鳥に宮都が置かれた593年から710年までの間を指します。それより前は古墳時代になりますが、飛鳥時代にも各地で古墳がつくられ続けているため、飛鳥時代についても古墳時代（終末期）という名称を使用する場合もあります。ただし、飛鳥時代になると前方後円墳が各地でつくられなくなるなどの大きな変化もあります。本企画展では「飛鳥時代」を使用し、また、飛鳥時代から平安時代までを「古代」と呼称しています。



古墳時代前後の時代名称と新潟県のおもな古墳

古墳時代の祭祀

律令祭祀は、それ以前の古墳時代の祭祀とは、使用されている祭祀具が異なることなどから、大きな違いや変化があると考えられてきましたが、近年の研究では、その原型や系譜を辿ることができる遺物が古墳時代中期から後期に見られることから、古墳時代からの伝統的なものを基礎として再編成され、律令祭祀へとつながる祭祀具が成立した可能性が指摘されています。

古墳時代には石製模造品や土製模造品などと呼ばれる実際の道具を加工が簡単な素材で形を模して作った祭祀専用の道具があります。また、近年の研究では、実際の祭祀にはそのような模造品や土器以外にも鉄製品や木製品などの多彩な道具が用いられていたと考えられています。模造品などを用いた5世紀代（古墳時代中期）の祭祀は、その後、6世紀前半頃に一時衰退しますが、6世紀後半からそれまでの伝統を受け継ぎつつ新しい道具を加えた祭祀が行われるようになります。

日本海沿岸部における最北の前方後円墳である西蒲区の菖蒲塚古墳（4世紀後半）では、鼉龍鏡やヒスイ製の勾玉、管玉などが副葬されていました。鼉龍鏡は沖ノ島の祭祀遺構でも出土しており、古

また、西蒲区のおいど御井戸B遺跡では、川辺の祭祀に使用されたと考えられる古墳時代中期の石製模造品（けんがた剣形1点・勾玉形1点・鏡形5点）が谷のへりで出土しています。



Figure 1 shows seven stone tools, labeled (a) through (g), arranged in two rows. The top row contains (a), (b), (d), and (e). The bottom row contains (c), (f), and (g). A 10cm scale bar is located at the bottom right of the image.

御井戸B遺跡の石製模造品

7世紀は日本書紀に淳足柵（647年）がつくられたと記録されています。淳足柵は信濃川や阿賀野川の河口付近が有力視されていますが、まだ見つかっておらず、新潟の古代史の中で最大の謎ともいわれています。越後平野で見つかっている7世紀代の遺跡は非常に少なく、古墳時代から古代律令祭祀への過渡期のころの祭祀の様相については不明な点が多いのが実状です。

田上町の行屋崎遺跡と秋葉区の大沢谷内遺跡では、どちらも7世紀後半の水辺の祭祀跡が確認されています。それぞれの遺跡で出土した飛鳥時代の祭祀遺物を比較すると、行屋崎遺跡では人形・動物形の土製品や手づくね土器、鈴、斎串や弓などの木製品といった祭祀遺物が見られるのに対し、大沢谷内遺跡では土製の有孔円盤や斎串、鏃形や弓などの木製祭祀遺物が出土しています。また、どちらの遺跡でも、祭祀遺物と一緒に完形の須恵器杯が定量まとまって出土しています。

行屋崎遺跡で目立つ人形や動物形の土製模造品、手づくね土器などは、古墳時代から続く祭祀具の要素が強いものといえます。また、大沢谷内遺跡で出土している土製の有孔円盤も古墳時代の要素が強い祭祀遺物といえます。

このような祭祀遺物の違いが、遺跡の性格によるものなのか、あるいは7世紀後半の中の時期差によるものなのか、今後検討していく必要があります。なお、両方の遺跡で出土している木製の斎串は、飛鳥時代に新たに加わった祭祀具といえ、律令祭祀が地方へも急速に伝わった状況がうかがえます。



大沢谷内遺跡の有孔円盤

[illegible]

金:金屬製品 石:石製品 土:土製品 木:木製品

大阪府立近つ飛鳥博物館1997(平成9年度春季特別展)主たるかたち—古墳・飛鳥の人と神—を一部改定、追加

古代のさまざまな祭祀遺物

古代には、疫病や災いを祓うための祭祀が国をあげて行われていました。8・9世紀に公的機関が関与して漁や魚の加工・管理などを担い、内水面交通を利用した流通拠点であったと考えられている緒立C遺跡と的場遺跡では、儀式に使う斎串や人形・舟形・馬形・刀形など、多くの形代が出土しています。災いや穢れなどを木の形代に移して水に流す儀礼を行っていたと考えられています。

緒立C遺跡で出土した人面墨書土器も水辺の祭祀に利用されたと考えられ、病気や穢れを封じ込めるために土器に人面を墨書し、水に投じてそれらを祓ったと考えられています。県内では、緒立C遺跡と胎内市の船戸桜田遺跡の2遺跡から3例が出土しています。緒立C遺跡では北西側の低湿地で、船戸桜田遺跡では川底に正位で置かれた状態で出土しています。緒立C遺跡が9世紀前半頃、船戸桜田遺跡は8世紀後半頃の土器です。

また、斎串や形代と一緒に出土した木製の琴柱のほか、緒立C遺跡出土のサイコロや、的場遺跡出土の独楽や鈴なども祭祀の際のまじないなどに使用した道具の可能性があります。

的場遺跡では地鎮祭祀と考えられる事例も確認されています。掘立柱建物の柱の穴から和同開珎20枚が束になった状態で出土しました。一部に布の付着があることから、布に包まれた状態で埋納された可能性が推測されます。

なお、的場遺跡では鹿（一部イノシシの可能性のあるものあり）・牛・馬の骨や鹿の角といった獣骨が複数出土しています。動物を殺して神へ献上したり、動物の皮を境界域でのまじないに使用した伝承もあり、これら獣骨の中に祭祀に関係したものが無いのかという検討も必要です。

井戸の祭祀

現在も井戸を掘ったり埋める際にお祓いをするのがよくあります。井戸に関わる祭祀行為は、古くは弥生時代に見られ、水（または水脈をもつ土地）に対する畏敬の表れと考えられています。

弥生時代や古墳時代には井戸底から完全な形の土器が出土したりしますが、飛鳥時代の7世紀後半以降はそれに加えて斎串や形代などの律令祭祀遺物の出土も多くなります。また、モモの種が出土する例も多く、祭祀との関連が指摘されています。

大沢谷内遺跡では、奈良・平安時代の井戸20基のうち5基で井戸底から完形土器が出土しました。完形土器が出土した井戸は、他よりも幅が大きくかつ深い井戸で、さらにそのうち2基では丸木船の転用や板材を使用して井戸を囲うなど特別なつくりの井戸でした。

古代の大沢谷内遺跡では、規模の比較的大きな特定の井戸でのみ完形土器を用いた祭祀を執り行ったと推測されます。ちなみに、鎌倉時代の井戸底からは完形土器は出土しておらず、かわりに完形の漆器碗が出土しています。このことは、大沢谷内遺跡では中世になると完形土器から漆器碗へと井戸祭祀具が変化したことが推測されます。



的場遺跡出土木製祭祀具



緒立C遺跡の人面墨書土器



的場遺跡銭貨出土状況



大沢谷内遺跡の丸木舟転用井戸側のある井戸断面 (SE2383)



大沢谷内遺跡の井戸底から出土した完形土器 (SE2383)

官衙関連遺跡における祭祀の違い

祭祀にも、国家レベルのものから国司や郡司といった地方の役所レベルのもの、あるいは農民が雨乞いや井戸を埋めたりする際に行うものなど様々な祭祀が考えられます。また、祭祀具といっても祭祀を行うためにつくった祭祀専用の道具もあれば、日常使用しているものを祭祀時にも利用することもあったことでしょう。

緒立C遺跡・的場遺跡では、人面墨書土器や手づくね土器、カマド形土製品、各種形代や多量の斎串などの祭祀遺物が出土しており、水辺において公的な祭祀が執り行われことが推測されます。

一方、倉庫群や帯金具、「津」と書かれた墨書土器などが出土し、8・9世紀の公的機関が管理する港であったと考えられる西区の四十石遺跡では、これまでに明確な祭祀遺物や祭祀を行った痕跡は確認されていません。

同様に「津」の墨書土器や「少目」の荷札木簡などから、旧清水湯（旧紫雲寺湯）へと通じる河川沿いに位置した8・9世紀の公的機関が管理する港と考えられている胎内市の蔵ノ坪遺跡でも、斎串や形代といった祭祀遺物はこれまでの発掘調査では確認されていません。

このように、同じ時期の公的機関が関与する遺跡であっても、祭祀遺物の種類や多寡に違いが見られる場合があります。このことは、遺跡の役割や機能、そのほか様々な要因によって祭祀のあり方が異なっていたことを推測させます。

おわりに

今回、展示や紹介をしなかった一般集落の遺跡も含め、祭祀遺物や祭祀のあり方は多様であり、その背景については今後の大きな検討課題です。また、6世紀後半から7世紀前半の遺跡が越後平野では少ないこともあり、古墳時代から古代への過渡期における祭祀具の変遷や祭祀の実態の解明についても今後の課題といえます。

【用語説明】

律令制：律（刑法）・令（政治のきまり）

という法律にもとづく政治のしくみ。律令祭祀は、その律・令にもとづいて行われた祭祀。

斎串：木の枝や薄い板などを串状につくったもの。地面にさして使われた祭祀具。

形代：本物の形を真似てつくった木の祭祀具。人形・馬形・剣形などがある。

墨書土器：墨で文字などが書かれた土器。

官衙：現在でいう役所。古代の役人が勤めていたところ。

帯金具：役人のベルトにつけた飾り金具。

企画展関連講座のお知らせ

「越後平野の古代律令祭祀の様相と展開」

講師 相田泰臣（新潟市文化財センター学芸員）

金田拓也（新潟市歴史文化課文化財専門員）

日時 平成30年5月27日（日） 午後1時半～午後3時半

会場 新潟市文化財センター（展示会場とは異なります）

定員 80名（申込不要 直接、新潟市文化財センターへ）



文化財センター学芸員による展示解説

日時 平成30年6月23日（土）、7月8日（日） 両日とも午後1時半～午後3時半

申込 不要（直接、弥生の丘展示館へお越しください）

企画展会場

史跡古津八幡山 弥生の丘展示館

開館時間 10:00～17:00 休館日 月曜日・休日の翌日 年末年始

〒956-0846 新潟市秋葉区蒲ヶ沢264番地（花と遺跡のふるさと公園内）

TEL・FAX 0250-21-4133

http://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/rekishi/maibun/kuni_furutsuhachiman

講座会場 主催・問合せ

新潟市文化財センター

新潟市西区木場2748番地1 TEL 025-378-0480 FAX 025-378-0485

http://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/rekishi/maibun/index.html

観覧
無料

